

報 告 書

社内における株式監理体制の見直しなど再発防止に向けた具体的措置、第三者名義株式の解消結果、および社内処分の状況について以下のようにご報告いたします。

1．株式監理体制の見直しなどの具体的措置

「第三者名義株」につきましては、今後、有価証券報告書および半期報告書の作成ごとに、議決権比率で0.5%以上の株式を保有する上位の株主に対し、書面（保有株式数確認票）を送付し、実質保有株式数に関する調査をおこなうこととします。

さらに、議決権比率0.1%以上の株式を保有する株主につきましては、証券代行（住友信託銀行）に配当金の振込先である金融機関の口座のチェックを依頼し、名義人と一致しているか否かの確認を行なっていきます。

そのうえで、万が一、マスメディア集中排除原則に抵触するような状況が判明した場合は、早急に是正に向けて努力していきます。

2．第三者名義株式の解消結果

中日新聞社が第三者名義で実質保有していた1法人・7個人の株式は、平成16年12月7日に中日新聞社名義に書き換えられました。

また、中日新聞社が議決権比率で10%を超えて所有していた104万株は平成16年12月17日に売却されました。その旨を記載した平成16年12月22日付の「大量保有報告書の変更報告書」の写しが、同日、当社に送付されました。

当社は、同日、名古屋証券取引所にて「主要株主の異動に関するお知らせ」で情報開示しました。

平成17年4月中旬、証券代行が作成した平成17年3月31日現在の株主名簿により、中日新聞社が保有している当社株式数が出資制限に抵触していないことを確認しました。この株主名簿をもとに議決権比率で0.5%以上の株式を保有する上位の株主に対し、書面（保有株式数確認票）を送付し、実質保有株式数に関する調査をおこないました。その調査結果が5月2日に確定し、第三者名義株の無いことを確認しました。

また、議決権比率0.1%以上の株式を保有する株主につきましては、証券代行（住友信託銀行）に配当金の振込先である金融機関の口座のチェックを依頼し、名義人と一致していることも確認しました。

3. 社内処分の措置

平成15年度無線局再免許申請書及び有価証券報告書の作成において、旧基準のまま誤記載されたものが提出されました。これら一連の問題を所管する部署の担当役員3名に対して管理監督責任上、懲戒嚴重注意の社内処分をおこないました。

今後、このようなことがないように、再発防止に向けて社内チェック体制をより一層強化してまいります。

以上